

日本とラオス人民民主共和国の戦略的パートナーシップの前進に向けた行動計画

1 政治・安全保障

(1) 政治・安全保障対話

双方は、過去5年間で実施した7回の首脳会談を始めとした、政府ハイレベル間の活発な往来及び活発な議会・政党間交流を歓迎した。双方は、コロナ禍における2020年8月の茂木敏充外務大臣のラオス訪問及びサルムサイ・コンマシット外務大臣との二国間会談の実りある成果を認識し、外相間の協議を含む対話を更に促進することを確認した。双方は、2020年3月に行われた第3回日・ラオス安全保障対話の成功を評価し、今後も両国の防衛当局間の協議を促進し続ける用意があることを確認した。

双方は、より深い相互理解並びに地域及び世界全体の平和、安定及び発展のため、アジア欧州議員会議、列国議員同盟、アジア・太平洋議員フォーラムなどの地域・国際議員フォーラムにおいて相互に協力することを確認した。

(2) 軍縮・不拡散

双方は、2021年のNPT運用検討会議の重要性を再確認した。双方は、軍縮・不拡散分野における協力を強化する意図を共有した。

(3) 安全保障・防衛協力

双方は、2019年に署名した防衛分野における協力・交流に関する覚書を実行することを確認した。双方は、人道支援・災害救援に関する能力構築及びラオス軍関係者の日本の防衛大学校への受入れを含む様々な分野において安全保障・防衛協力を促進する意図を共有した。双方はまた、様々なレベルの防衛関係者の交流を促進する意図を共有した。

双方は、二国間の防衛協力の更なる進展に基づいて、将来的に両国に防衛駐在官を配置する可能性を検討することを確認した。

2 経済協力

(1) 総論

双方は、第9期ラオス国民議会初回会合で第9次国家社会経済開発5か年計画が採択されたことを歓迎し、同計画の実施に対する日本の支援を再確認した。双方は、人材育成（人材育成奨学計画（JDS）、国費留学生等を含む）、財政安定化、インフラ開発、農業、法制度整備、教育、医療・保健、持続可能なクリーンエネルギー、防災、気候変動、不発弾（UXO）処理等の分野の協力を維持・強化する意図を共有した。この観点から、日本は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成や後発開発途上国（LDC）の地位からの卒業に向けたラオスの取組を後押しすることを確認した。双方は、質の高いインフラが持続的な経済発展に不可欠との認識を共有した。双方は、日ASEAN技術協力協定第6条に基づく特権、免除及び便宜等に関する交換公文の署名、及びヘルスケア分野における協力覚書の署名を歓迎した。双方は、他のドナーや他国との連携を強化することも確認した。

ラオスは、ASEAN感染症センター設立への日本の支援を評価した。双方は、ASEANの公衆衛生上の緊急事態及び新興感染症の対策の準備・探知・対応能力を強化する、地域の中核拠点としての機関の設立への協力における両国のコミットメントを再確認した。双方は、社会経済開発に影響を及ぼす自然災害及び新型コロナウイルス感染症やその他の感染症を含む公衆衛生上の緊急事態の防止と対応に係る協力を強化することを確認した。

（２）地域における連結性の強化

双方は、ラオスの「陸で囲まれた（Land-locked）」国から「陸でつながった（Land-linked）」国への転換に対する日本の支持を確認し、ラオスが東西経済回廊を通じて陸と海をつなぐ交通の結節点となるため、連結性向上及びハード・ソフト両面からの質の高いインフラ開発が重要であるとの認識を共有した。また、日本は、ラオス国内及び隣国における電力需給の現状を踏まえ、安定した電力供給や隣国との電力取引の拡大に寄与するため、地域的な電力系統の統合及び電力の国内安定供給のための運用能力強化などの技術協力を通じて、ラオスの自立的電力政策の推進に向けた支援を継続することを表明した。

（３）ラオス経済の持続的な発展、そのための産業人材育成

双方は、財政安定化共同政策研究対話プログラムの成果を評価した。この観点から、日本は、ラオス経済の競争力強化と多角化のため、付加価値型の産業開発や教育の強化・拡充を支援することを表明した。

（４）均衡のとれた都市・地方開発を通じた格差是正

日本は、グリーン成長の促進を考慮に入れつつ、地方都市における観光開発やメコン河流域の環境保全等を支援することを確認した。

（５）青年海外協力隊（JOCV）

双方は、2020年にラオスへのJOCV第1回目の派遣から55周年を迎えたことを歓迎し、両国の友好関係を支え、ラオスに対して直接の支援を提供する上で重要な役割を果たしていることを評価した。

3 貿易・投資

（１）投資の促進

双方は、投資セミナーを通じてラオスの投資環境を日本企業に広く情報提供するとともに、日ラオス官民合同対話によりラオス投資環境を改善するという認識を共有した。

双方は、地域において増大する電力需要に対応し、グリーン産業の発展を促進し、クリーンエネルギーへのアクセスを改善し、及びエネルギー安全保障を確保するため、電力の質を向上させる系統運用能力の強化や電力の相互利用に向けたインフラ整備を促進することの重要性を確認した。双方は、さらに、電力セクターの持続可能な開発を達成し、制度的能力を強化するための電力セクタープログラムの下で実施中の能力構築事業を支持することを確認した。

双方は、新型コロナウイルス感染症の流行からの経済回復と温室効果ガスの排出削減の両方の目標を達成し、気候変動問題に取り組むため、適切なエネルギー源及び技術を活用した現実的、実効的かつ持続可能なエネルギー政策を追求する必要性を認識した。

双方は、日本の中小企業専用SEZ（経済特区）の設立を始め、ラオスで活動する日系企業数が2015年以降着実に増加し、日系企業がラオスの雇用拡大に貢献していることを評価した。

双方は、ラオスのグリーン成長戦略に基づき、2030年までにラオスが高中所得国になることを可能にするため、持続可能な産業化に向けた政策とその実施に係る日本の知見を共有することを確認した。

双方は、ラオス・デジタル・エコノミー・マスタープラン2020-2025に沿って、ラオスのデジタルエコノミーの成長の加速化に向け、社会経済課題に解決をもたらすデジタル技術を含む日本の知見やベストプラクティスに基づき協力することを確認した。

双方は、両国間及び第三国からの観光客の更なる誘致のため、国際貿易フェアや観光フェア等の機会を通じて、観光の促進について協力するという認識を共有した。

双方は、ASEANにおける海外サプライチェーンを多元化する日本の取組の一環として、地域での持続可能で信頼のおける供給体制を確立することの重要性を確認した。

（2）経営者及び起業家の能力開発の促進

双方は、起業に係るグッドプラクティスの共有や日本型経営手法に関する研修を通じ、特に若者と女性に重点を置いた経営者及び起業家の能力開発を促進するという認識を共有した。

双方は、「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」の活用を促進すること及び日ASEAN技術協力協定を活用したサイバーセキュリティ研修、物流システム構築等の研修を実施することで一致した。

（3）経済連携協定

双方は、2020年8月1日の日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定第一改正議定書の発効を歓迎するとともに、同協定の効果的な実施に向け協力することを確認した。

双方は、2020年11月15日の第4回地域的な包括的経済連携（RCEP）首脳会議においてRCEP協定の署名が行われたことを歓迎するとともに、同協定の早期発効に向けて協力することを確認した。

4 社会文化・人的交流

（1）青少年交流

双方は、ラオス青年同盟の訪日を始めた若手政治家の交流の拡大を歓迎した。

双方は、「21世紀東アジア青少年大交流計画（JENESYS）」事業や「東南アジア青年の船（SSEAYP）」等を通じ、引き続き、青少年を始めとした人的交流を促進するという認識を共有した。

（2）文化・芸術交流

双方は、ラオスにおけるジャパンフェスティバル及び日本におけるラオスフェスティバルを更に充実したものとすることを確認した。

双方は、2014年以来、特に若者や知識層の日ラオス間の文化、スポーツ及び人的交流を促進してきた国際交流基金アジアセンターの積極的な取組を高く評価した。この観点から、双方は、連帯感、相互尊重及び両国の伝統及び価値に対する理解の醸成に向け、両国間の文化・芸術交流を促進するという認識を共有した。

（３）日本語学習支援

双方は、ラオスの中等教育における日本語教育の導入及び日本語学習者数の顕著な増加を歓迎するとともに、日本語専門家及び日本語パートナーズによるこれまでの日本語学習支援活動を高く評価した。双方は、ラオスにおける日本語教育の更なる発展に向け協力していくことを確認した。

（４）東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を通じた交流

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関し、双方は、日本の4つの市町村がラオスのホストタウンとしてラオス人選手の事前合宿等を受け入れることや、ホストタウン交流や「Sport for Tomorrow」を通じて他の交流が実施されていることを評価した。この観点から、双方は、同大会後も継続的なホストタウン交流やスポーツ交流を推進することを確認した。

（５）両国の象徴（日本の桜とラオスの象）の交換

双方は、フアパン県における桜の植樹及び育生における日ラオス双方の取組、並びにラオスから京都市動物園へ寄贈された4頭の象及びサイニャブリー県における象祭りを通じた両国間の活発な人的交流を評価した。

（６）地方交流・直行便

双方は、在函館名誉領事館の新設を含む各地方名誉領事館の活動の活発化、京都市と首都ビエンチャン、岐阜県高山市とルアンパバーン市の間での地方自治体レベルでの交流の深化・拡大及びコープおきなわによるアタプー県の泡盛製造支援を評価した。

双方は、直行便早期開設及び観光交流拡大のための協力を促進することを確認した。

（７）ラオス人材の適正な送り出しと受入れの促進

双方は、外国人技能実習制度に関する協力覚書に基づく両国間の協力を通じて、ラオスからの人材の適正な受入れを促進するという認識を共有した。

（８）国境を越えた移動及び査証緩和

双方は、新型コロナウイルス感染症の流行下において、日ラオス間の国境を越えた移動の円滑化に向けた取組を継続することを確認した。

ラオスは、人的交流の更なる促進を目的とした、商用目的、文化人及び知識人に対する2019年の日本による査証緩和の実施を評価した。

双方は、両国間の人的交流を更に促進するため、ラオスの一般旅券保持者に対する日本のあり得べき査証緩和に向け協力を継続するとの認識を共有した。

（９）人材育成の促進

双方は、教育、職業訓練、ICT／デジタル、法務、監督機能、汚職の予防・防止、会

計監査、天然資源及び環境管理、外交官研修、行政、若手のリーダー育成等の様々な分野において、研究交流、研修、スタディーツアー及び知見の共有を通じたラオス政府職員の人材育成及び技術支援を促進することを確認した。この観点から、日本はJICAによる人材育成奨学計画（JDS）及び党幹部研修を継続することを表明した。

5 地域・国際社会における協力

（１）FOIP、AOIP、ASEANの枠組みにおける協力

双方は、インド太平洋に関するASEAN・アウトルック（AOIP）と、日本の自由で開かれたインド太平洋（FOIP）構想が、開放性、自由、透明性、法の支配、包括性といった関連する本質的な原則を共有していることに留意した。双方は、AOIPに記載されている４分野に関する実質的な協力とシナジーの強化を通じて、日ASEAN戦略的パートナーシップを更に強固なものにすることを確認した。

双方は、ASEAN共同体の構築やEASの強化といった地域に関連した問題について緊密に協力することへのコミットメントを共有するとともに、ASEANの中心性と一体性の重要性を再確認した。

（２）国境を越える犯罪及びテロ対策

双方は、国境を越える犯罪やテロには一国のみでは対処できず、国際協力が不可欠であることを確認し、これらの分野における協力を強化するという認識を共有した。

（３）海洋秩序

双方は、平和、安全保障、安定、安全並びに航行及び上空飛行の自由を維持し、また促進することの重要性を再確認した。地域の最近の動向に留意しつつ、双方は、相互の信頼及び信用を高め、紛争を複雑化又は悪化させ、平和と安定に影響し得る活動の実施において自制し、状況を更に複雑化させる可能性のある行動を回避し、１９８２年の国連海洋法条約を含む国際法に従った紛争の平和的解決を追求する必要性を再確認した。

（４）朝鮮半島

双方は、朝鮮半島の平和、安全及び安定の維持は非常に重要であるとの見解で一致した。双方は、朝鮮半島の非核化を求め、関連する国連安保理決議及び２００５年の六者会合共同声明を完全に履行することの重要性を再確認した。また、双方は、拉致問題を含む、国際社会が有する人道上の懸念に対処することの重要性を強調した。

（５）国連改革を含む国際場裏の協力

双方は、現在の世界の現実をより良く反映するため、常任及び非常任理事国双方の拡大を伴う国連安全保障理事会の改革を実現する緊急の必要性を再確認した。日本は、日本が安全保障理事会の常任理事国となることに対するラオスの継続した支持に謝意を表明し、双方は国連創設７５周年の機会にこの重要な課題について進展を得るべく連携を強化することで一致した。

（６）日メコン協力

双方は、「東京戦略２０１８」及び「SDGsのための日メコン・イニシアティブ」の下での各種プロジェクトやプログラムの実施を通じて、日メコン協力を促進するという認

識を共有した。

双方は、ビデオ会議形式で行われた２０２０年７月９日の第１３回日メコン外相会議及び２０２０年８月２７日の第１２回日メコン経済大臣会合の成果並びに２０２０年１１月１３日の第１２回日メコン首脳会議の実りある成果を評価した。

双方は、また、２０２１年の「日メコンの年」の祝賀への期待を表明した。

（７）捕鯨

双方は、科学的根拠に基づく鯨類の持続的利用を促進するという立場を共有した。

（８）海洋プラスチックごみ対策

双方は、日・ＡＳＥＡＮ統合基金（ＪＡＩＦ）及び海洋プラスチックごみによる新たな汚染を２０５０年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現のための国連環境計画の活用により、海洋プラスチックごみ対策を促進するという認識を共有した。